



あなたにもかぶってほしいヘルメット



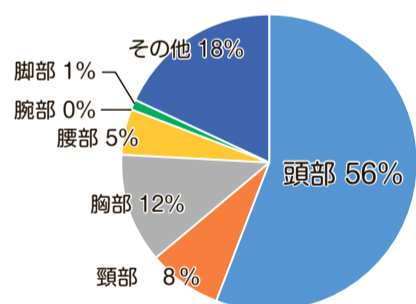
改正道路交通法が施行され、令和5年4月からすべての自転車利用者の自転車乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。市では、ヘルメットの着用を促進し、自転車利用者の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットの購入費用の一部を補助します。大人も子どももヘルメットを着用して、自転車を安全に利用しましょう。
問合せ 交通対策課 ☎042(346)9827

知っていますか 自転車事故の現状



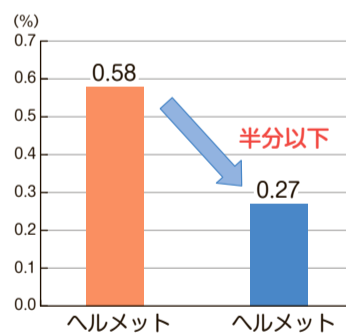
平成30年から令和4年までの全国における、自転車乗車中の死亡事故での最も多い致命傷は、頭部の損傷でした。ヘルメット着用の場合、事故による死亡率は半分以上となります。自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

自転車乗車中死者の人身損傷主部位（致命傷の部位）



「その他」とは、顔部、腹部などを指します。
 参考：警察庁ホームページ

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率



参考：警察庁ホームページ

自転車に乗るときはヘルメットの着用を



ヘルメットは、ただ着用するだけでは頭を守ることはできません。ヘルメットの正しい着用方法のポイントをしっかりおさえておきましょう。

◆ヘルメットの正しい着用方法

①正しい角度で装着する



②ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように角度を合わせ、左右均等にかぶる

③あごひもの間に指1本分のすき間をあける

④ひもがねじれていないか確認する

最近では、自転車用ヘルメットに見えないおしゃれなタイプも出ています。



10月2日(月)から 自転車乗車用ヘルメット 購入費用の一部を補助

自転車乗車用ヘルメットを購入した方に、購入費用の一部を補助します。詳しくは、小平市ホームページ (ID106456) をご覧ください。

対象 市内在住の方

補助対象となる自転車乗車用ヘルメット

次のすべてを満たすもの

- ▷市内の販売店で購入
- ▷令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)の間に購入した新品のもので、指定する安全基準を満たしている
- ※SG、JCF、CE、GS、CPSCおよびこれに類する安全認証マークがあるもの。

補助金額 2,000円

※購入金額が2,000円未満の場合は購入金額。1人につき1個、1回限り。

提出書類

- ▷購入時の領収書またはレシートなどの原本（購入年月日、ヘルメット販売店名、メーカー名、品番（商品名）および購入金額の記載があるもの）
- ※領収書またはレシートなどの原本は、交付決定通知送付時などの際に返却します。
- ▷認証マークの確認ができるものの写し（保証書、取扱説明書など）
- ※領収書またはレシートなどに記載がある場合は不要。
- ▷交付申請書
- ▷補助金請求書
- ▷本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- ▷振込先口座情報の写し
- ※交付申請書、補助金請求書は問合せ先（市役所4階）、市内の一部ヘルメット販売店で配布するほか、小平市ホームページからダウンロードもできます。
- ※書類の写しは返却しません。

申込み 10月2日(月)～令和6年3月31日(日)（予定）まで（消印有効）に、提出書類を問合せ先へ（送付可、先着順）

※申請状況は、小平市ホームページでお知らせします。予算の上限に達しだい、受け付けを終了します。

問合せ 交通対策課（〒187-8701 小平市役所）☎042(346)9827